場　所	募集内容	勤務形態	年　齢	連　絡　先	
釧路市	整形外科・内科・麻酔科	常勤・非常勤	不　問	0154-23-3425	東北海道病院　事務長　松本
釧路市	消化器内科 (検診の内視鏡)	非常勤	65歳位迄	0154-37-3370	公益財団法人北海道対がん協会　釧路がん検診センター 事務長　福士　E-mail:kushiro@hokkaido-taigan.jp
弟子屈町	内科（総合診療科）	常　勤	60歳位迄	011-232-6545	摩周厚生病院　JA北海道厚生連　人事部　岡・井上
根室市	内科･循環器内科･外科･ 人工透析･整形外科･産婦人科	常　勤	不　問	0153-24-3201	市立根室病院　医師・医療人材課長　川﨑
根室市	内科・精神科	常勤・非常勤	不　問	0153-24-4736	根室共立病院　事務主任　相馬
別海町	内科医	常　勤	60歳位迄	0153-75-2311	町立別海病院　事務長　三戸俊人
道　内 厚生病院	内科・外科	常　勤	不　問	011-232-6545	道内厚生病院　JA北海道厚生連　人事部　岡・井上

医師招聘に掲載をご検討中の医療機関の皆様へ

北海道医報では医師招聘ページへの掲載を常時募集しております。以下の募集要項をご覧のうえ、掲載原稿とともにお申し込みください。なお、誌面のほか北海道医師会ホームページにも掲載されますのでご了承ください。

広告料金：１回につき5,500円（税込）
支払方法：指定の口座への振込または郵便振替による後払い
締め切り：掲載前月の15日ごろまで
問い合わせ先：北海道医師会　事業第一課
TEL 011-231-7661　FAX 011-241-3090　E-mail ihou@m.doui.jp

名寄市開業医誘致制度のご案内

名寄市内に新たに診療所を開設する開業医(医師または医療法人)に対し診療所開設に要する経費の一部を助成します。

Ⅰ．対象となる方（下記の①～③の全てに該当すること）

①市内に居住し、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
②診療所を継続して１０年以上開業する見込みがある方
③市長が認める診療科の診療を行おうとする方

Ⅱ．助成金　開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に**最大で5,350万円を助成**します。

区　分	助成の対象	助成率・期間等	限度額
土地及び建物等取得費助成金	土地、建物及び医療機器等の取得に対する助成 （中古建物を取得した際の改修工事を含む）	取得価格の**50/100**	一括取得する場合　**5,000万円** いずれかを取得する場合　・土地　**500万円** ・建物　**3,500万円** ・医療機器等　**1,000万円**
	市内業者による施工加算 （中古建物の改修工事を含む）	取得価格の**5/100**	**350万円**
土地及び建物等賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借に対する助成	年額賃借料の**50/100** 開設した翌月から**５年間**	一括賃借する場合　**600万円/年額** いずれかを賃借する場合(年額)　・土地　**60万円** ・建物　**420万円** ・医療機器等　**120万円**
人材確保対策助成金	診療所の開設にあたり、新たに雇用された者の人数に応じ開業医へ助成	開設の日から２年を経過する日までの間で、１年以上常時雇用されている者	同一人につき１回限り　**50万円** ※日々雇用契約が締結されている雇用者は除く

○ 制度に関するご相談・お問い合わせはこちらまで！

名寄市健康福祉部　保健センター
〒096-0032　北海道名寄市西２条北５丁目
TEL０１６５４－２－１４８６
FAX０１６５４－２－７２６７
E-mail：ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp